

保 護 者 様

岐阜県中央子ども相談センター所長

### 療育手帳に係る判定結果の交付について

子ども相談センターでは、お子さんが療育手帳の判定を受けられた場合に、その結果を利用される保護者に対して、書面で判定結果を交付することができます。下記のとおり取り扱いますので、よろしくお願ひします。

#### 記

##### 1 保護者への交付

保護者から交付申請がされた場合に、子ども相談センターは判定結果を保護者の住所地へ送付します。この交付申請及び交付が郵便による場合は、保護者には必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封していただきます。

個人情報が含まれる文書であるため、郵送による送付の場合は、「特定記録」または「簡易書留」での取扱いをお勧めします。必要な切手の金額は次のとおりです。

- ・ 特定記録の場合…320 円（基本料金の 110 円+210 円）
- ・ 簡易書留の場合…460 円（基本料金の 110 円+350 円）

##### 2 関係機関への交付

関係機関が保護者に代わって交付申請する場合には、保護者は関係機関に「同意書」を提出してください。子ども相談センターは判定結果を関係機関に宛てて送付します。この交付申請及び交付が郵便による場合は、関係機関から必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封していただくことになります。

なお、これらの経費（切手代）の負担については、各関係機関とご相談ください。